

第18回厚生常任委員会議案

日 時 平成21年12月10日(木曜) 時 分
場 所 第2委員会室 時 分

1 開 会

2 議 件

(1) 審査事項

ア 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出に関する請願
について

3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について

平成21年 月 日 (曜) 時 分

(2) その他

4 閉 会

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for handwritten notes or a drawing.

請 願 文 書 表

平成 2 1 年 1 2 月 8 日 提出

番 号	平成 2 1 年 請 願 第 3 号
件 名	「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出に関する請願
請願の趣旨	<p>2008年4月から導入された「後期高齢者医療制度」は、来年3月で2年を経過します。</p> <p>この制度の導入によって、75歳以上のすべての高齢者は、従来加入していた国民健康保険などから切り離され、介護保険と同様に、夫婦であっても一人一人の加入が強制されました。そして、医療費を抑えるため、安上がりの差別医療が押し付けられました。外来診療費を原則月6千円（窓口負担は1割か3割）しか出さない仕組みもその一つです。まさに高齢者から医療を遠ざける、世界に類を見ない「年齢による差別医療」そのものです。</p> <p>保険料は、介護保険料と併せて年金から天引きし（一部口座振替）、月額1万円を超える負担を強い、保険料を滞納した高齢者からは保険証を取り上げ、短期証を発行する状況が各地で発生しています。しかもこの保険料は、2年ごとに見直され、高齢者数や医療費の増大に連動して「天井知らずに」値上げされる制度になっています。</p> <p>もしこの制度が、来年以降も存続するなら、高齢者だけでなく、すべての世代に重い負担を押し付けることにもなります。</p> <p>つきましては、高齢者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国に対して意見書を提出していただきますよう請願します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「後期高齢者医療制度の廃止法案（参議院で平成21年6月6日可決）」の内容で速やかに廃止し、元の医療制度に戻すこと。</p> <p>2 そのことによって、負担増となる人には、国が手当てすること。</p>
請願者の住所氏名	芽室町西1条南5丁目2番地 十勝勤医協芽室友の会 会長 高橋 幸八
受付年月日	平成21年11月24日
備考	紹介議員 梅津 伸子

「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の
提出を求める請願書



請願第3号

議長



紹介議員

梅津 伸子

2009年11月24日

「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書

請願者 住所

茅ヶ崎町西条南5丁目2番地

団体名

茅ヶ崎医師会

代表者

高橋 幸



~~紹介議員~~

~~梅津 伸子~~

茅ヶ崎 議会
議長 高橋 源 殿

請願趣旨

2008年4月から導入された「後期高齢者医療制度」は、来年3月で二年を経過します。

この制度の導入によって、75才以上のすべての高齢者は、従来加入していた国民健康保険などから切り離され、介護保険と同様に、夫婦であっても一人ひとりの加入が強制されました。そして、医療費を抑えるため、安上がりの差別医療が押しつけられました。外来診療費を原則月6千円（窓口負担は1割か3割）しか出さない仕組みもその一つです。まさに高齢者から医療を遠ざける、世界に類を見ない「年齢による差別医療」そのものです。

保険料は、介護保険料とあわせて年金から天引きし（一部口座振替）、月額1万円を超える負担を強い、保険料を滞納した高齢者からは保険証を取り上げ、短期証を発行する状況が各地で発生しています。しかもこの保険料は、二年ごとに見直され、高齢者数や医療費の増大に連動して「天井知らずに」値上げされる制度になっています。

もしこの制度が、来年度以降も存続するなら、高齢者だけでなく、すべての世代に重い負担を押しつけることにもなります。

私たちは、高齢者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」を関係機関に出していただきたく請願いたします。

請願項目

1. 「後期高齢者医療制度の廃止法案（参議院で平成21年6月6日可決）」の内容で速やかに廃止し、元の医療制度に戻すこと。
2. そのことによって、負担増となる人には、国が手当てすること。

以上

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣

後期高齢者医療制度は すぐに廃止を!

後期高齢者医療制度は すぐに廃止を!

高齢者は待てません。

四党(民主・共産・社民・国新)合意を守って!!

後期高齢者医療制度に怒る道民の会代表
渡部 務

いのちを差別する悪法に抗して

後期高齢者医療制度は、七五歳以上の高齢者を、国民健康保険や他の健康保険から切り離し、別建ての保険に強制的に移す制度であり、保険料は年金からの天引き(途中から任意に)、保険料が払えないと保険証を取り上げる、医療の給付には制限をつけるという世界にも例を見ない制度です。昨年四月に強行されたから、全国的に怒りが巻き起こり、混乱も生じて、一年も経過しないうちに何度も見直しを迫られたものです。

北海道では、直ちに「後期高齢者医療制度に怒る道民の会」を多くの民主団体で構成し、宣伝、署名、学習会、集会をはじめ国会議員への要請、老人クラブ、医師会などの関係団体との共同、年金支給日毎の街頭宣伝とアピール行動にとりくみました。全国に先駆けての行政への不服審

査請求は、〇八年度には八〇八名、〇九年は三六名が提出し、意見陳述で制度への不服や不当性を訴え、広域連合議会での意見陳述や懇談で制度の改善を求めました。地方議会への意見書採択のとりくみもすすめてきました。



廃止を合意した新政権が 四年後に先延ばし?

今年八月三〇日の総選挙により政権についた民主党は、マニフェストで廃止を掲げ、長妻厚労相も就任時に廃止を明言し、与党三党も廃止で合意していましたが、時期やスケジュールは明示していませんでした。一方で二元の老人保健制度に戻してから、また別の制度にすると混乱を起こす可能性がある」と述べたり、マニフェストでは、「年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼度を高める。医療保険制度の一元的運用を通じて国民皆保険制度を守る」ことを基本に「後期高齢者医療制度、関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域医療保険として一元的運用を図る」との方針を明示していました。

ところが長妻厚労相は、「廃止して元に戻すのではなく、政権の第一期である四年以内に、そのまま新しい制度に移行して行く」という考えを持っている」と廃止の先送りを明言しました。そのために、詳

細な制度設計に向け、有識者や自治体関係者による検討会議を設置、約一年かけて制度大綱を定め、二〇一一年に関連法案を国会に提案して、法案成立後に自治体のシステム改修や住民への周知に二年をかけ、二〇一三年度から新制度へ移行し、現行制度を三〜四年続けるというものです。しかし、ここで言う一元的運用には、企業負担の問題など異議も多くあり、ずるずるとさらに、先延ばしされる可能性があります。

保険料一〇%増も 予算曖昧な軽減策継続?

厚生労働省は、後期高齢者医療制度の保険料について、来年の四月の改定で全国平均で一〇・四%増加すると試算しています。〇九年の保険料は、全国平均で年額六万二〇〇〇円ですから、約六四四八円負担増になる計算です。厚労省は保険料の値上げ分を「一定程度抑制」するため国庫補助金の増額を検討しているようですが、来年度の予算要求では金額の入れない事項要求にとどめており、どこまで抑制出来るかは未知数です。

また、軽減策の①被用者保険の扶養家族からこの制度に移行した人の均等割保険料九割減免②均等割七割軽減を受ける世帯の

軽減幅を八・五割にする措置が三月で切れしてしまいます。また現役世代が支援費として四割負担をしており、当然保険料の引上げになります。

厚労省は、軽減策を継続するとしています。これも事項要求であり、財務省はほとんど通らないというほど極めて曖昧です。さらに、七〇〜七四歳までの窓口負担を一割から二割に引き上げる「凍結」も解除されます。これらの措置についてどうするかは明確に示していません。

資格正証明書原則禁止 短期保険証は従来通り交付

保険料を一年以上滞納すると保険証が取り上げられ、資格証明書が発行される仕組みは、手遅れ死をまねくような人権侵害になることから、国民の強い批判をあびていました。

こうした中、厚労省は資格証明書について「原則として交付しない」とこととしました。交付の場合は、十分な収入があるのに保険料を納付しない場合で、資格証でも必要な医療を受ける機会を損なわれないときに限るとしています。まさに国民世論と運動の結果です。

しかし、短期保険証については、「これまで通りの扱い」としています。全国で

二万八二〇三人、北海道は七五六人に短期保険証が交付されています(〇九・一〇・一現在)。

ただちに、制度廃止し より良い医療制度は国民的な議論を

昨年四月の野党四党合意は「直ちに廃止して、いったん老人保健制度に戻す」とし、五月に参院に提出した廃止法案は「負担が増える場合は、国が手当てする」としています。

この合意に照らしても、直ちに廃止法案を国会に提出するのが政党としての義務であり責任です。まず、制度を廃止し、そこからより良い医療制度にする国民的な議論をすべきです。高齢者の方々は、長い間、家族や社会のために貢献し苦勞を重ねてきた方々です。その労に報いるためにも医療費は無料にすべきです。

後期高齢者医療制度廃止の先送り、高齢者にますます負担を強いることになりま

委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

平成21年第10回町議会定例会

申出 月日	委員会名	審査 調査	事 件	理 由
12.18	厚生常任委員会	審査 調査	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出に関する請願について 所管に属する事項について 	会期中の審査及び所管事務調査が困難なため

【参考】

委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

平成21年第7回町議会定例会

申出 月日	委員会名	審査 調査	事 件	理 由
10.5	厚生常任委員会	調査	<ul style="list-style-type: none"> 所管に属する事項について 	会期中の所管事務調査が困難なため